

令和4年 4月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和4年4月21日 午後2時 日光市役所本庁舎 大会議室

出席農業委員 11名
1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江
5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増 洸 勝
9番 高橋久美子 10番 小池毅 11番 渡邊悦子

欠席農業委員 なし

出席推進委員 19名
12番 柏木武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子
16番 福田正明 18番 村上隆 19番 酒主学 20番 星野由起夫
21番 西巻光次 22番 福田浩一 23番 柴田洋一 24番 吉原浩之
25番 福田重勝 26番 福田隆夫 27番 大島昭吾 28番 阿久津文枝
29番 大貫宣秀 30番 佐藤修一 31番 小倉政一

欠席推進委員 17番 神山守

傍聴人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第9号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第10号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第11号 農地法第18条（通知）について
- 第6 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第8 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第26号 非農地証明願について
- 第10 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第11 議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農地利用集積計画の公告）に基づく決定について

河合誠一事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中19名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田 絹江 議長

ただ今から、令和4年4月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、河合事務局長に朗読させます。

(議事日程を朗読)

福田 絹江 議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思います。2番手塚幸子委員、3番高橋和子委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

河合 誠一 事務局長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田 絹江 議長

日程第3、報告第9号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村 光代 主任

報告第9号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明します。議案書は1ページをお開きください。先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和4年3月22日。許可日および指令番号につきましては、令和4年3月22日、日農委指令第4-24号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第4、報告第10号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村 光代 主任

報告第10号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明します。議案書は2ページをお開きください。先月の5条申請は10件ございました。許可書につきましても10件交付いたしました。申請人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和4年3月22日。なお、2番、6番から8番につきましては3,000平米以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく、許可相当との意見をいただいております。許可日および指令番号につきましては、2番が栃木県工業振興課との調整により令和4年4月11日、日農委指令第5-71号、6番から8番については、令和4年3月28日、日農委指令第5-68

号から70号、1番、3番から5番、9番及び10番につきましては、令和4年3月22日、日農委指令第5-62号、63号から67号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田絹江議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは次に移ります。

福田絹江議長

日程第5、報告第11号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

報告第11号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、5ページから9ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸し人・借り人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は9件で、申請番号1番と2番が農地法第3条の解約、申請番号3番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号4番から9番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田絹江議長

これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

ないようですので次に移ります。

福田絹江議長

日程第6、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、遊休農地対策部会が担当しております。加藤部会長から全体の説明をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

今回の現地調査は4月19日に、遊休農地対策部会が2班体制で行いました。1班が小倉政一委員、村上隆委員、私、加藤、事務局から河合事務局長、川村主任が同伴しました。2班は、手塚幸子副部会長、柏木武委員、大島一比古委員、福田会長、事務局から福田係長と永吉副主幹が同伴しました。担当ですが、農地法第3条の1番については、大島一比古委員、2番を手塚幸子委員、3番を村上隆委員、第4条の1番を村上隆委員、第5条の1番は事務局、2番を大島一比古委員、3番を小倉政一委員、4番を柏木武委員、5番を柏木武委員、非農地証明願の1番を大島一比古委員、2番、3番を事務局、4番を小倉政一委員、5番を柏木武委員がご説明しますのでご審議の程よろしくお願いたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(大島一比古進委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

私は、総会資料10ページ、議案第23号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市森友地内における贈与による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。申請地は、森友地内、国

道119号線森友交差点から西へ約800メートルに位置した場所です。案内図による説明です。国道119号線森友交差点から西へ800メートルほど進んだ左手に申請地があります。公図による説明です。申請地は2筆で、登記簿地目・現況ともに田となっております。写真ですが、こちらが大きい方の田、こちらが小さい方の田です。どちらも耕されております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻、季節の野菜等を作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えますのでご審議の程よろしく願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について加藤部会長から報告をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

息子さんに贈与という3条申請です。ただいま説明にありましたとおり、部会としては許可相当と思われまます。ご審議の程宜しく願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(手塚幸子農業委員挙手)

はい、手塚委員。

手塚幸子農業委員

私は、総会資料10ページ、議案第23号の2番を担当しました。本申請は、日光市豊田地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。申請地は、豊田地内、豊田交差点から南西へ約700メートルに位置した場所です。案内図による説明です。豊田交差点から南西（東武大谷向駅方面）に700メートルほど進んだ左手に申請地があります。公図による説明です。申請地は1筆で、登記簿地目は田、現況は畑となっております。写真による説明です。譲受人は経営農地を適切に管理し、夫婦2人で野菜を作付けしています。申請地は、譲受人宅の近くで、購入後は、ウド、タマネギ、ブロッコリーなどを作付けする予定です。申請地から道路を挟んだ向う側には老健施設があります。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

これも売買による3条申請です。利用権はありません。部会では許可相当と思われまますのでご審議の程宜しく願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員
加藤英利農業委員
福田絹江議長

はい、小池委員。

隣の農地との間に畦畔がないのですが、今後つくる予定なのでしょうか。譲受人は隣の土地も耕作しているということです。

他になにかございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(村上隆推進委員挙手)

はい、村上委員。

村上隆推進委員

私は、総会資料10ページ、議案第23号の3番を担当しました。本申請は、日光市長畑地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。申請地は、長畑地内、長畑交差点から北西へ約500メートルに位置した場所です。案内図による説明です。長畑交差点から県道70号線を北西に約450メートル、右折して北東に60メートルほど進んだ先の右手付近に申請地があります。公図による説明です。申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに畑となっております。北側に住宅、西側は田、道路を挟んで東側に墓地がありました。譲受人は経営農地を適切に管理しており、夫婦2人で、水稻及び野菜を作付けしております。農地取得後は野菜の作付けを行う予定です。隣の畑も譲受人が耕作しているということです。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について加藤部会長から報告をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

これも売買による3条申請です。畑を増やし野菜を作るということです。隣の畑では譲受人がいちごを栽培しています。部会では許可相当と考えますのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号3番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第7、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(村上隆推進委員挙手)

はい、村上委員。

村上隆推進委員

私は、議案書11ページの議案第24号の1番を担当いたしました。申請人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市平ヶ崎地内におきまして、

長屋住宅を目的として転用する案件です。位置図です。JR今市駅から南東約300メートルに位置します。案内図です。日光市中央公園から南西へ280メートル進んだ右手に申請地があります。公図です。登記簿地目は畑、現況は田です。周囲の状況は東側は道路、西側は田、南側は道路、北側は田です。土地利用計画図です。現地には測量士が立ち会いました。申請地に長屋住宅の建築を計画するもので、杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は、敷地内処理します。道路側には擁壁の上にフェンスが設置されていますが、こちら側にも、フェンスを設置する予定です。ここに駐車場、このスペースはゴミを収集する場所です。写真です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いします。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。
(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

2階建ての長屋住宅(8戸)を建築する4条申請で、隣地の所有者の承諾を得ているということです。見晴らし、日当たりも良い所です。部会では許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願いします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(大島昭吾委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭吾推進委員
加藤英利農業委員

申請地の残りの部分は、どこにあってどういう状態にするのでしょうか
申請の後に分筆をして、ここが●番●、●番●、ここが●番●、●番●に地番変更をしています。

(大貫宣秀推進委員挙手)

はい、大貫委員。

福田絹江議長
大貫宣秀推進委員
加藤英利農業委員
大貫宣秀推進委員

農業委員会の許可が出る前に分筆をしたのでしょうか。
分筆が間に合わなくて、申請時には分筆の手続き中だったとのこと。
農業委員会の許可が出なくても分筆をしていいのですか。

(河合誠一事務局長挙手)

はい、河合事務局長。

福田絹江議長
河合誠一事務局長

本来であれば、分筆をしてから申請をするということでした。しかし申請時には仮地番で申請をして、分筆の手続きと農業委員会の転用の手続きを同時進行で行っていたということを伺いました。分筆自体には法的な問題は生じません。

(福田富美男推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田絹江議長
福田富美男推進委員
村上隆推進委員
福田絹江議長

雨水の浸透方法はどのようにするのでしょうか。
雨水専用のU字構を設置してそこに流すということです。
他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について事務局の説明を求めます。

(川村主任挙手)

川村光代主任

はい、川村主任。

総会資料12ページをお開きください。この案件は、令和4年1月に用途区分の変更妥当ということで決定を受けた案件です。用途区分の変更が済みましたので、今回5条申請がありました。なお、事務局で4月15日に現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご覧いただきたいと思えます。貸し人、借り人及び申請地等は申請のとおりです。位置図です。申請地は日光市立大室小学校から西へ800メートルに位置します。案内図です。日光市立大室小学校から西へ830メートル進んだ左手に申請地があります。公図です。申請地は登記簿地目、現況ともに田です。土地利用計画図による説明です。申請人は平成28年に農業、畜産を主目的として設立いたしました。現在、水稲6ヘクタールと70頭の牛を飼育しています。申請地に隣接する土地に70頭の牛を飼育していますが、経営安定を図るため規模を拡大したく、今般80頭の増頭を計画しています。しかし現在の敷地では牛舎を増築するスペースがなく、建築できないため既存の牛舎に隣接する申請地に建築したく申請するものです。申請地に建築面積1,132.50平方メートルの牛舎、通路、積み下ろし等を行う作業スペース及び周囲に空き地を設け合計3,172平方メートル牛舎敷地として利用する計画です。給水は既存の井戸を利用し、汚水（糞尿等）は牛舎内で収集し、隣接する既存の堆肥処理に搬出し、堆肥として処理します。雨水・排水は場内砂利敷とし敷地内浸透処理します。資金計画ですが総事業費は借入金で賄い、金融機関の融資証明書が添付されております。この写真は4月15日に事務局で撮影してきたもので、1月の申請時と何ら変わりがないことを報告いたします。以上です。

福田絹江議長

報告が終わりました。番号1番について、ご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

（「なし。」との声あり）

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

（大島一比古推進委員挙手）

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

私は、議案書12ページの議案第25条の2番を担当いたしました。本申請は日光市瀬尾地内におきまして、賃貸借により駐車場を目的として転用する5条申請です。貸し人・借り人及び申請地等は資料のとおりです。位置図により説明します。瀬尾にあります斎場「日光聖苑」から北西900メートルに位置します。案内図です。斎場「日光聖苑」から北へ370メートル進みT字路を左折して700メートル進んだ右手に申請地があります。公図です。申請地は3筆ありまして、登記簿地目は田と畑、現況は田です。周囲の状況は東及び南側が道路、西側が駐車場、北側が墓地と畑です。申請地を主に駐車場として利用する計画で賃貸契約が10年となっています。申請地の隣りにはかつて県の青少年教育施設がありましたが、その跡地を活用するということで、ホテル形式で気軽に泊まれるキャンプ場を運営する予定です。その駐車場として既存の駐車場と併せて利用するということです。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理します。道路側に側溝がありますのでそこにも処理されるものと思えます。第2種農地です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤部会長。

駐車場に利用するという5条の申請です。青少年自然の家の跡地を利用してグランピング施設を整備するという事で、作業員等の駐車場として利用する計画です。この公図と現況が違っています。現地の写真ではこの辺まで行っていますが、公図はもっと狭くなっています。何を基本として判断するかというと公図しかないの、ここを全部砂利敷きにするのはどうかということで、部会では許可しないという判断に至り、事務局にもう一度対応していただきたいというお願いをしました。事務局からのご説明がありますのでよろしくお願い致します。

福田 絹江 議長

この件につきまして事務局より補足説明をお願いいたします。

(河合誠一事務局長挙手)

河合誠一事務局長

はい、河合事務局長。

現地調査後の検討の際の筆界の問題についてですが、将来的に境界の争いごとに発展しないかが気がかりなところがございます。そこで申請者の方に確認をいたしまして、双方の了解を得られるような書面を提出していただきまして、将来的に争いごとに発展しないよう担保してはどうかと事務局では考えております。

福田 絹江 議長

事務局からの説明は以上ですが、公図との差が大きいものですから、この点で調査後の検討会の時に問題となったわけです。現地を見ますと、墓地と田の境に段差がありました。墓地の面積はどこかにありますか。

大島一比古推進委員

資料にありますように申請地は3筆になっていまして、●●番●は214平方メートル、●●番●は132平方メートル、●●番●は194平方メートル、合計540平方メートル。概ね面積は妥当性があるかと思えます。墓地に関しては親子関係で相続はされていない状況です。今後万が一争いが起きた場合は当事者間で重要事項に盛り込み当事者間で解決するなど、当事者同士の契約の内容によるかと思えます。文書はもらったのでしょうか。

河合誠一事務局長

まだ、提出していただいております。作成するように伝えております。

福田 絹江 議長

大島委員、確認ですが、貸し人と墓地の所有者は親子関係ですか。

大島一比古推進委員

正式に謄本等で確認したわけではありませんが、本人が言うのには親子だと思えます。相続はまだされておられません。墓地の使用権などの問題がありますので、トラブルがないよう契約するほかないと思えます。

河合誠一事務局長

申請地は長年にわたって耕作しこれまでトラブルに至っていないということを確認しています。契約書の中に盛り込むというよりは、文書を一枚作成し提出していただくということです。

(川村耕一農業委員挙手)

福田 絹江 議長

はい、川村委員。

川村耕一農業委員

手前に4筆ありますが、これは駐車場になっているのでしょうか。

大島一比古推進委員

こちらの4筆は公衆用道路になっています。

(加藤英利農業委員)

福田 絹江 議長

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

私としては許可をするのであれば公図に合わせて行っていただくということが良いと思えます。

福田 絹江 議長

貸主の方は公図のことはご存じだったのでしょうか。

大島一比古推進委員

その辺までは踏み込んでおりません。

福田 絹江 議長

私も現地で確認しましたが貸主の方は公図の方の認識はされていないようでした。今耕作されている水田を全面お貸しするというお考えのようでした。農

業委員会としてすんなり許可するということはいかがなものかと思えます。先ほど事務局長の説明がありましたが、農業委員会として納得のいく文書を提出していただいで進めていくのはいかがでしょうか。

(増渚勝農業委員挙手)

福田絹江議長
増渚勝農業委員

はい、増渚委員

局長が言ったように文書を提出していただいでそれを確認してから許可すればいいのではないのでしょうか。

(小池毅農業委員挙手)

福田絹江議長
小池毅農業委員

はい、小池委員。

公図と現況の違いまでは、農業委員会としては立ち入れないと思えますので、意見書を出して許可してもよろしいのではないのでしょうか。

福田絹江議長

当事者同士の文書が届いてから許可というのはどうでしょうか。10年間の賃貸借の契約ですので、契約の中で問題の土地についてきちんと文書化していただいで、許可する方向に持っていったらどうかと思えます。

福田絹江議長

ここで暫時休憩いたします。

(午後4時10分～4時20分 休憩)

福田絹江議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、休憩前の案件につきまして、事務局の意見を求めたいと思えます。川村主任、これまでの経験をふまえてお考えを伺いたいと思えます。

川村光代主任

これまで公図と現況が違うことは多々ありました。ただそれだけで許可しなかったことはありません。この案件の申請時には公図と現況がずれていることは一言も言っておりませんでした。今回現地調査に行った時に言われたそうです。公図をご覧いただきたいのですが、墓地の面積は、登記簿上33平方メートルでその下の田の面積は194平方メートルですが、公図上は墓地の方が大きくなっていますので明らかに公図は違っていると思えます。また、墓地について「今回の申請者のお墓だけですか」ということを申請者に聞きましたら「そうです。」とおっしゃっていました。ただ、相続が済んでいないということです。第三者の土地でありましたら、公図を直して分筆をするように言うんですが、墓地となっている土地は、申請者である貸し人の家の土地で、半分以上は現況が農地ですから転用は可能です。たとえ第三者の方の土地であったとしてもその方の同意が得られれば許可できます。個人的な意見としては、許可相当なのかなと感じております。これまで、公図と現況が違っていて許可した案件で、境界についてもめたことは、過去10年間に一度もありません。あくまで経験上の話ですが。

福田絹江議長

大変参考になりました。このままの状態でする許可するのは、皆さんすっきりしないと思えます。文書を提出していただいた時点で許可ということで進めたいと思えますがいかがでしょうか。

(川村光代主任挙手)

川村光代主任

はい、川村主任。

今回の確約書という形をお願いした内容ですが、貸し人と借り人の連名で「将来的に境界でもめることはありません。」という文言をいれるようお願いしました。あとは皆さんの方でこのようなことも入れた方がよいというものがあれば意見をお出ししていただきたいと思えます。

福田絹江議長

皆さんから、他に何か加えた方がよいというものはございますか。

(意見なし)

それでは担当の方にお任せするという形でよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

採決の方に移ってよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(小倉政一推進委員挙手)

はい、小倉推進委員。

小倉政一推進委員

私は、議案書12ページの3番を担当いたしました。貸し人、借り人及び申請地等は資料のとおりです。日光市板橋地内におきまして、使用貸借により一般住宅を目的とした5条申請です。位置図です。JR文挾駅から北東700メートルに位置します。案内図です。例幣使街道を鹿沼方面に進み、小代の交差点を左折し1キロメートルほど進んだ交差点を右折して250メートル進んだ左手に申請地があります。公図です。登記簿地目は山林、現況は畑です。周囲の状況は東側は山林、西側が道路、南側は山林、北側が山林です。土地利用計画図です。現地には譲渡人、行政書士が立ち会いました。牧草地でした。申請地を宅地に利用する計画で杭打ちがしてありました。給水は公共の上水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、宅内浸透処理します。雨水は敷地内浸透とします。こちらは土留めブロックを設置します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

それでは現地調査後の検討・協議の結果について加藤部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

一般住宅敷地に利用するための5条申請です。親子間の使用貸借です。部会では許可相当と考えますのでご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

ありがとうございました。報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました番号3番について遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(柏木武推進委員挙手)

はい、柏木推進委員。

柏木武推進委員

私は、総会資料12ページの4番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申出地等は申請のとおりです。日光市大桑町地内におきまして、寄付による駐車場を目的とした5条申請です。位置図です。日光市立大桑小学校から西640メートルに位置します。案内図です。日光市立大桑小学校から会津西街道を西へ470メートル進み、Y字路を原宿方面に240メートル進んだ左手に申請地があります。2筆とも登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側が畑、西及び北側が道路、南側が山林です。土地利用計画図です。申請人の●

●は、●●時には駐車場が狭く、苦慮しています。譲渡人が土地を寄付してくれることになり、今般申請地を駐車場として利用したく申請するものです。土地利用計画です。申請地に隣接する青地及び認定外道路を払い下げ、申請地と一体として駐車場10台分のスペースを確保する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内砂利敷とし、敷地内浸透といたします。現地には行政書士と●●の方が立ち会いました。写真です。これが申請地、青地、認定外道路です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田 絹江 議長

それでは現地調査後の検討・協議の結果について加藤部会長から報告願ひます。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

これは畑を駐車場にするために寄付をするという5条申請です。部会では許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願ひいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました番号4番について遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(柏木武推進委員挙手)

はい、柏木委員。

柏木武推進委員

私は議案書13ページの5番を担当いたしました。貸し人、借り人及び申請地等は資料のとおりです。日光市瀬川地内におきまして、賃貸借により一般住宅敷地を目的とした5条申請です。位置図です。東武上今市駅から北西200メートルに位置します。案内図です。東武上今市駅から北西へ200メートル進んだ右手に申請地があります。2筆ございますが、登記簿地目は宅地と畑、現況は2筆とも畑です。周囲の状況は東、北及び西側が貸し人の畑、南側は畑と青地です。申請人は現在瀬川のアパートに住んでいますが、手狭となったため今般申請地を父より借り受け、住宅を新築し永住したく申請するものです。敷地内に128.35平方メートルの平屋建て住宅を建築する計画です。現地には貸し人、借り人が立ち会いました。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は浸透枡を設置し、敷地内浸透処理します。なお、申請地手前の進入路を昨年転用した際に出た石等が、今回の申請地に置いてあったため始末書が添付されております。写真です。こちら側が低いので先程の石を利用し1メートルぐらい盛土します。こちら側をL型擁壁で囲います。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願ひます。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

一般住宅を建築するための5条申請です。息子さんが住むということです。部会では許可相当と考えましたのでご審議の程よろしくお願ひします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号5番について遊休農

地対策部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号5番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第9、議案第26号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(大島一比古委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

私は、総会資料は14ページ、議案第26号の1番を担当しました。本申請は、日光市大渡地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、大渡地内、願出人が経営する●●から北へ約100メートルに位置した場所です。駐車場奥から北へ50メートルほど進んだところが願出地です。登記簿地目は畑です。現況は山林です。周囲の状況は、東側、南側、北側は山林、西側は田です。願出地は、昭和50年頃に植林され山林となり、そのまま現在に至っております。昭和50年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。写真のとおりスギとヒノキがかなりの大木になっております。以上のことから証明することに問題ないと思っておりますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

ご覧のとおり、立派な山林となっております。部会として問題はないと考えましたのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(大貫宣秀推進委員挙手)

はい、大貫委員。

大貫宣秀推進委員

確認ですが、昨年非農地証明願が出た場所はどちらになりますか。

(福田貴子主幹挙手)

はい、福田主幹。

福田絹江議長

福田貴子主幹

今回の申請地の隣りになります。

福田絹江議長

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について事務局の説明を求めます。

(柳澤裕紀副主幹挙手)

はい、柳澤副主幹。

柳澤裕紀副主幹

この案件は昨年8月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので、非農地証明願がありました。

本申請は、日光市小林地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、小林地内、小林交差点から東へ、約1.4キロメートルの場所に位置します。案内図による説明です。小林交差点から県道62号線を東へ、1.4キロメートルほど進んだ右手に願出地があります。公図による説明です。願出地は3筆で、登記簿地目は畑です。周囲の状況は、中央に宅地、東側は道路、西側は田、南側は田・道路、北側は田です。願出地は、平成12年には既に居宅が建築されており、住宅用地として利用され現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。こちらは令和3年8月18日の現地調査の際に撮影したものです。次にこちらは、令和4年4月15日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上のことから証明することに問題ないと思っておりますのでご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号3番について事務局の説明を求めます。

(柳澤裕紀副主幹挙手)

はい、柳澤副主幹。

柳澤裕紀副主幹

この案件は昨年8月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みしましたので、非農地証明願がありました。本申請は、日光市土沢地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、土沢地内、土沢のコンビニエンスストアのある交差点から南へ約700メートルの場所に位置します。土沢のコンビニエンスストアから市道を南に700メートルほど進み、左折して南東に100メートルほど進んだ右手に願出地があります。願出地は2筆で、登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側、西側は宅地、南側は山林、北側は道路です。願出地は、昭和55年に杉及びヒノキを植林し山林として利用しており、現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。こちらは令和3年8月18日の現地調査の際に撮影したものです。次にこちらは、令和4年4月15日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上のことから証明することについては問題がないかと思われまますのでご審議の程よろしくお願いたします。ご審議の程よろしくお願いたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。
(小倉政一委員挙手)

小倉政一推進委員

はい、小倉委員。

総会資料は15ページをお開きください。私は議案第26号の4番を担当いたしました。本申請は、日光市西小来川地内において墓地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、西小来川地内、小来川小中学校から北西へ約1,2キロメートルに位置した場所です。案内図による説明です。小来川小中学校付近の県道277号線を北西に1,2キロメートルほど進んだ右手が願出地です。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側は青地・墓地、西側は道路、南側は墓地、北側は青地です。現地には願出人が立ち会い杭が打ってありました。願出地は、昭和42年以前から墓地として利用され、現在に至っております。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願います。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤部会長。

畑として登録してあった所ですが、分家の人がお墓を造ったのが昭和41年の頃ということです。部会として問題はないという統一見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。
(柏木武委員挙手)

柏木武推進委員

はい、柏木委員。

総会資料は15ページ、議案第26号の5番を担当いたしました。本申請は、日光市大桑町地内において道路として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図・案内図については、先ほどの5条申請4番と同じ場所になりますので省略いたします。登記簿地目は畑です。現況は道路です。周囲の状況は、東側は畑、西側は畑・道路、南側は青地、北側は公衆用道路です。願出地は、昭和62年から市道として利用され、現在も道路として利用しております。現地には行政書士が立ち会いました。この案件については今市市道路台帳(調書平面図)の写しが添付されております。認定年月日は昭和62年3月30日であるため、20年以上が経過しております。写真です。今回の願出地は、三角形の土地です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願います。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤部会長。

昭和62年の道路台帳がありますが、畑のままとなっているのが不思議に思

います。部会として問題はないと考えましたのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第10、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

議案第27号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『利用権設定』の案件になります。総会資料は16ページから23ページになります。件数は15件、面積合計は78筆で94,004.27平方メートルになります。内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が14件、更新が1件となっております。「設定をする者（貸し人）」、「設定を受ける者（借り人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

説明が終わりました。はじめに総会資料20ページ、貸借権設定の9番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、24番、吉原浩之委員の退席を求めます。

(吉原浩之推進委員退席 午後5時31分)

福田絹江議長

番号9番についてご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第27号のうち、貸借権設定の9番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第27号の貸借権設定の9番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

吉原委員に着席を許可いたします。

(吉原浩之委員着席 午後5時32分)

福田絹江議長

ここで神山会長職務代理者に議長を交代いたします。

(議長交代)

神山隆治職務代理者

次に貸借権設定、総会資料22ページの12番について、審議いたします。農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定により4番福田絹江委員の退席を求めます。

(福田絹江農業委員退席 午後5時34分)

神山隆治職務代理者

ご質問ございますか。

神山隆治職務代理者

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第10号のうち、貸借権設定の12番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、貸借権設定の12番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

神山隆治職務代理者

福田絹江委員に着席を許可いたします。

(福田絹江農業委員着席 午後5時35分)

神山隆治職務代理者

ここで議長を交代いたします。

(議長交代)

福田絹江議長

次に貸借権設定の9番、12番以外の残りの案件について審議いたします。何かご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第27号の貸借権設定の9番及び12番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第27号の貸借権設定の9番、12番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第11、議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農地利用計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は24から56ページになります。8数は48件で、面積合計は、289筆で342,648.70平方メートルとなります。「設定をする者(貸し人)」、「設定を受ける者(借り人)」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促

進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いたします。

説明が終わりました。ご質問はございますか。

(大島昭吾委員挙手)

福田絹江議長
大島昭吾推進委員

はい、大島委員。

資料の5ページと6ページの農地法第18条の案件で、いったん合意解約をして、中間管理事業に変更していますがこの違いはなんなののでしょうか。

また、貸借権設定で41ページの受け人、渡し人が同一人になっているのはどうしてなののでしょうか。

福田絹江議長

せっかくですので皆さんにもわかっていただくために、すみませんが事務局説明をお願いします。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

議案第28号3番から48番までは、山口地域の土地改良に係る農地集積のもので、すでに農地法3条や利用権で契約を結んでいたものについて第18条で解約をして、新たに中間管理事業で地域内の農地をまとめて契約しなおすため今回上がってきております。

また、受け人、渡し人が同一となっているのは機構集積協力金を算定するうえで面積の要件があり、このような場合もカウントされ有利になるため、このような契約にしているものと思います。

福田絹江議長

この冊子の4ページに機構集積協力金交付事業というものがありますが、集積しますと、集積率に応じて地域の事業の経費にも用いられる交付金が得られるというメリットがあります。

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

福田絹江議長

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。

議案第28号は、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よりまして、議案第28号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。これをもって、令和4年4月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後5時44分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

2 番 委 員

3 番 委 員